

令和 8 年 3 月 29 日 執行

上 田 市 長 選 挙

政治活動に関する資料

上田市選挙管理委員会

目 次

1	選挙時の政治活動	1
2	確認団体の申請手続き等	2
3	確認団体の政治活動	3
4	各種様式の記載例	8

1 選挙時の政治活動

地方選挙の期間中、選挙の行われる地域では、「政党その他の政治団体」が行う政治活動に規制がかかります。

しかし、「確認団体」は、これらの政治活動につき、一定の制限のもとにこれを行うことができます。（確認団体以外の団体は禁止となります。）

(1) 規制される 団体	政党その他政治団体 公職選挙法で規定する「政党その他の政治団体」とは、政治上の主義施策を掲げて、政治の政治団体活動を行い、公職の候補者の推薦支持等を行う団体です。 政治資金規制法による届出の有無は問いません。
(2) 規制される 区域	上田市の区域
(3) 規制される 政治活動	ア 政談演説会の開催 イ 街頭政談演説会の開催 ウ 政治活動用ポスターの掲示 エ 立札、看板の類の掲示 オ 政治活動用ビラ（これに類する文書図画を含む。）の頒布 カ 政策の普及宣伝（政党その他の政治活動を行う団体の発行する新聞紙、雑誌、書籍及びパンフレット等による普及宣伝を含む。）及び演説の告知のための自動車並びに拡声機の使用 キ 連呼行為 ク 掲示又は頒布する文書図画（新聞紙、雑誌を除く。）における候補者氏名又は氏名類推事項の記載 ケ 公営住宅等を除く公共施設における文書図画（新聞紙、雑誌を除く。）の頒布（郵便等又は新聞折込みの方法による頒布を除く。）。 コ 機関紙誌における選挙に関する報道評論の掲載
(4) 規制の解除	政党その他の政治団体が「確認団体」になると、(3)の「ク」は規制解除の対象外となりますが、選挙時に制限されている政治活動を一定の条件のもとで行うことができます。 「コ」については、3月22日から3月29日まで、その他については3月22日から3月28日まで一定の制限のもとに規制が解除されます。

2 確認団体の申請手続き等

(1) 確認団体

確認団体となるためには次のことが必要です。

ア 政党その他の政治団体であって所属候補者がいるか、又は無所属候補者で推薦し、若しくは支持する候補者（いわゆる支援候補者）がいなければなりません。

イ 上田市選挙管理委員会から確認書の交付を受けなければなりません。

※ 一の確認団体の候補者又は支援候補者となった者は、別の確認団体の候補者又は支援候補者となることができません。

(2) 確認団体申請 手続

確認団体となるためには、上田市選挙管理委員会に政治団体確認申請書〔記載例 1〕を提出して、確認書の交付を受けてください。（立候補届出受理後）

申請の際には、支援候補者の政党その他の政治団体の支援候補者とされることの同意書〔記載例 2〕を添付してください。

なお、国会に議席を有している政党以外の政党その他の政治団体にあたっては、上記の申請書のほかに、次のものを添付しなければなりません。

ア 綱領

イ 規約

ウ 役員名簿

エ 最近の予算書

オ 政治資金規正法第 6 条の規定による届出書の写し

(3) 交付物品等

選挙管理委員会は、審査の結果、所定の要件を満たす政党その他の政治団体であると認めたときは、次のものを交付します。

ア 確認書 1 通

イ 政治活動用自動車の表示 1 台分

3 確認団体の政治活動

確認団体は、一定の規制のもとに以下の政治活動を行うことができます。

- | | |
|------------------|---|
| (1) 政談演説会 | <p>ア 開催できる期間と回数</p> <p>3月22日から3月28日までの間、2回開催することができます。</p> <p>イ 届出等</p> <p>事前に政談演説会開催届[記載例 3]を上田市選挙管理委員会に提出しなければなりません。</p> <p>ウ 内容</p> <p>政策の普及宣伝のほか、従として候補者の推薦、支持その他選挙運動のための演説をもすることができますが、<u>政談を本来の目的とするため</u>、あくまで従として行われる程度でなければなりません。</p> |
| (2) 街頭政談演説 | <p>ア 開催期間と開催場所等</p> <p>3月22日から3月28日までの間、停止した政治活動用自動車の車上及びその周辺において開催することができ、回数制限はありません。</p> <p>イ 開催時間</p> <p>開催できる時間は、午前8時から午後8時までです。</p> <p>ウ 内容</p> <p>政策の普及宣伝のほか、従として候補者の推薦、支持その他選挙運動のための演説を行うことができますが、<u>政談を本来の目的とするため</u>、あくまで従として行われる程度でなければなりません。</p> <p>エ 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none">① 学校、病院、診療所その他の療養施設周辺においては、静穏の保持に努めなければなりません。② 街頭政談演説をする者は、長時間にわたり、同一の場所にとどまってすることのないように努めなければなりません。 |
| (3) 政治活動用
自動車 | <p>ア 使用可能台数及び車種</p> <p>政策の普及宣伝及び演説の告知のための政治活動用自動車を使用できる台数は1台で、車種の制限はありません。</p> <p>イ 自動車の表示</p> <p>使用中は、選挙管理委員会の交付した表示を、常時掲げなければなりません。</p> |

(4) 政治活動用 拡声機	<p>ウ 乗車人員に制限はありませんが、交通法規に従わなければなりません。</p> <p>政策の普及宣伝及び演説の告知のための拡声機は、次の場合のみ使用できる。<u>(選挙運動にわたる連呼はできない。)</u></p> <p>ア 政談演説会の会場 イ 街頭政談演説の場所 ウ 政治活動用自動車の車上</p>
(5) 政治活動用 ポスター	<p>ア 規格及び枚数 長さ 85cm、幅 60cm 以内 1,000 枚以内</p> <p>イ 記載内容 純然たる政治活動の内容はもちろん、所属候補者若しくは支援候補者の選挙運動にわたる内容を記載することができます。ただし、<u>特定の候補者の氏名又はその氏名が類推される事項を記載することはできません。</u></p> <p>エ 証紙の貼付 政治活動用ポスターは、上田市選挙管理委員会が交付する<u>証紙を貼付しなければ掲示することができません。</u> なお、証紙の交付を受けようとするときは、政治活動用ポスター証紙交付票[記載例 4]に、証紙を貼るべきポスター 1 枚を添えて申請してください。証紙交付票は証紙の交付が 1,000 枚に達するまで使用できます。</p> <p>カ 掲示責任者の記載 政治活動用ポスターの表面には、当該政党その他の政治団体の名称、掲示責任者及び印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所を記載したものでなければ掲示することができません。</p> <p>キ 掲示箇所 ポスターの掲示箇所には、次のような制限があります。</p> <p>① 国又は地方公共団体が所有し管理するものには、掲示することができません。ただし、例外として、道路としての橋りょう、電柱、公営住宅には、その管理者の承諾があれば掲示できます。</p> <p>② 他人の物件に掲示するときは、まずその居住者、居住者がいない場合はその管理者、管理者もいない場合はその所有者の承諾が必要です。</p>

(6) 立札看板の類の掲示

ク 撤去

政治活動用ポスターは、選挙の期日後に速やかに撤去してください。

ア 立札及び看板の類とは

- ① 立札とは、独立して立てるか、又は施設、物件等に立てかけられるものをいいます。
- ② 看板とは、施設、物件等に固定的に取り付けられるものをいいます。
- ③ 「の類」とは、プラカード、横断幕等であってその形態及び使用方法からみて、立札及び看板に類すると認められるものをいいます。

イ 掲示が許されるもの

- ① 政談演説会の告知用のもの及びその会場内で使用するもの
- ② 政治活動用自動車に取り付けて使用するもの

ウ 規格及び枚数

- ① 規格には制限がありません。
- ② 政談演説会の告知用の立札及び看板の類は、一つの政談演説会ごとに、立札及び看板の類を通じて5個まで掲示できます。なお、政談演説会の会場内で使用する場合には数の制限はありません。

エ 記載内容

記載できる内容は、純然たる政治活動に限られ、投票の依頼又は勧誘にわたるような内容の記載はできません。

また、候補者の氏名又は氏名が類推されるような事項を記載することもできません。

オ 掲示責任者の記載

掲示責任者の氏名及び住所を記載したものでなければ掲示することができません。

カ 表示

立札及び看板の類には、上田市選挙管理委員会が表示する検印がなければ掲示することができません。

キ 検印

検印を受けようとするときは、掲示しようとする立札及び看板の類を提示して検印を受けてください。

ク 掲示箇所

掲示できる箇所は、政治活動用ポスターと同じです。

なお、政談演説会の開催当日は政談演説会の会場内及び会場前並びに公園、広場、及び道路に管理者等の承諾を得て掲示できません。

ケ 立札及び看板の類の撤去

立札及び看板の類は、政談演説会終了後は直ちに撤去してください。

(7) 政治活動ビラ

ア 頒布できる政治活動用ビラ

政治活動用のために頒布できるビラに数の制限はありませんが、頒布できる種類は、上田市選挙管理委員会に届けた2種類以内に限られます。

イ 政治活動用ビラの届出

ビラを頒布するときは、政治活動用ビラ届出書[記載例 5]に当該ビラを添えて、上田市選挙管理委員会へ届け出てください。

ウ 頒布の方法

ビラの頒布は、確認団体はその開催する演説会の会場において行う場合はもちろん、街頭で通行人に直接手渡したり、郵便、新聞折り込み等の方法によって行うことができます。

ただし、多数の通行人にばらまく等散布に当たる行為はできません。

エ ビラの記載内容

純然たる政治活動の内容はもちろん、所属候補者の選挙運動にわたる内容を記載することができます。

ただし、特定の候補者の氏名又はその氏名が類推される事項を記載することはできません。

オ 掲示責任者等の記載

ビラには、その表面に確認団体の名称、選挙の種類及び確認団体の政治活動用ビラであることを表示する記号を記載しなければなりません。

記号例：●●●の会上田市長選挙法定ビラ1号

(8) 連呼行為

政策の普及又は政談演説会や街頭政談演説の告知のための連呼行為は、一定の制限のもとで行うことができます。

ア 連呼行為の許される場合

- ① 政談演説会の会場及び街頭政談演説の場所である場合
- ② 午前8時から午後8時までの間に限り政治活動用自動車の上である場合

イ 連呼行為の制限

選挙運動にわたる連呼行為は行うことができません。

(9) 機関紙(誌)における選挙に関する報道評論

確認団体の発行する機関紙及び機関新聞は、3月22日から3月29日までの間は、次の要件を備えたものでなければ当該選挙に関する報道及び評論を記載することができません。

ア 確認団体の本部において直接発行するもの

イ 頒布方法

通常の方法(告示日の前6カ月の間、平常行われていた方法)で頒布するもの。

ただし、機関新聞は政談演説会の会場においては頒布できません。

ウ 種類

上田市選挙管理委員会に届け出たもの。

(機関紙及び機関新聞の各1種類)

エ 号外、臨時号等のように臨時的に発行するものには、選挙に関する報道評論の掲載がなくとも、特定の候補者の氏名又はその氏名が類推される事項を記載することはできません。

エ 機関紙(誌)の届出

政党その他の政治団体の機関紙(誌)届[記載例6]に当該機関紙(誌)を添えて届け出てください。

4 各種様式の記載例

[記載例 1]

政治団体確認申請書

上田市長選挙における本会の所属候補者（支援候補者）は、次のとおりであります。公職選挙法第 201 条の 9 第 1 項ただし書の規定の適用を受ける政治団体であることを確認願いたく、ここに申請します。

令和 8 年 3 月 22 日

政治団体名 ●●●の会

事務所所在地 上田市乙町 12 番地

上記代表者氏名 確認 太郎

一 所属候補者（支援候補者）数 1 人

一 所属候補者（支援候補者）氏名等

番号	候補者氏名	選挙区	立候補届出年月日
1	上田 一郎	上田市	令和 8 年 3 月 22 日

(申請先) 上田市選挙管理委員会
委員長 滝沢 正美

備考

政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、当該政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

政党その他の政治団体の支援候補者とされることの同意書

私は、上田市長選挙において、●●●の (党・会・連盟等) が公職
選挙法第 201 条の 9 第 1 項ただし書の規定の適用を受けるにつき、同 (党・会・連
盟等) の支援候補者とされることに同意いたします。

令和 8 年 3 月 22 日

候補者氏名 上田 一郎

●●●の (党・会・連盟等)

代表者氏名 確認 太郎 あて

[記載例 3]

様式第 2 号 (第 3 条関係)

政 談 演 説 会 開 催 届 出 書

令和 8 年 3 月 22 日

(届出先) 上田市選挙管理委員会
委員長 滝沢 正美

政治団体名 ●●●の会

事務所所在地 上田市乙町 12 番地

電話 0268 (88) 9999

代表者氏名 確認 太郎

令和 8 年 3 月 29 日執行の上田市長選挙の政談演説会を下記のとおり開催したいので届け出ます。

記

1 開催日時

令和 8 年 3 月 25 日 午前 (後) 2 時 00 分～午前 (後) 3 時 00 分

2 使用する施設名称 ■●●▲

3 使用する施設の所在地 上田市●●▲■

備考

政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人
が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行って
ください。ただし、当該政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第 7 号（第 7 条関係）

第 号

政党その他の政治団体名 ●●●の会

証紙取扱責任者氏名 確認 太郎

令和 8 年 3 月 29 日執行 上田市長選挙

政治活動用ポスター証紙交付票

上田市選挙管理委員会



※ 証紙の交付を受ける際は、証紙を貼付する
政治活動用ポスターを添付すること。

[記載例 5]

様式第 8 号（第 10 条関係）

政治活動用ビラ届出書

令和 8 年 3 月 22 日

（届出先）上田市選挙管理委員会
委員長 滝沢 正美

政治団体名 ●●●の会

事務所所在地 上田市乙町 12 番地

電話 0268（88）9999

代表者氏名 確認 太郎

令和 8 年 3 月 29 日執行の上田市長選挙において、別添の政治活動用ビラを頒布したいので届け出します。

備考

政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、当該政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

※ 頒布する政治活動用ビラを添付すること。

様式第 9 号（第 11 条関係）

政党その他の政治団体の機関紙（誌）届出

令和 8 年 3 月 22 日

（届出先） 上田市選挙管理委員会
委員長 滝沢 正美

政治団体名 ●●●の会

代表者氏名 確認 太郎

次の機関紙（誌）において上田市選挙に関する報道及び論評を掲載したいので公職選挙法第 201 条の 15 の規定により届け出ます。

区 分	新 聞 紙	雑 誌	備 考
機関紙（誌）名	●●▲■		
編集人の氏名	●● □□		
発行人の氏名	□□ ▲▲		
創刊年月日	令和●年●月●日		
発行の方法	※ 発行する機関紙（紙）を添付すること。		
引き続き発行される期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	

備考

政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、当該政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。